

特定（届出）施設の種類及び能力ごとの数等変更届出書

① 令和〇年〇月〇日

大阪市長様

住所 大阪市北区中之島1-3-20
 ②届出者 ○〇株式会社
 氏名 代表取締役 大阪太郎

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

騒音規制法第8条第1項
 振動規制法第8条第1項の規定により、特定（届出）施設の種類及び能力ごと
 大阪府生活環境の保全等に関する条例第89条第1項
 の数等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○〇株式会社 大阪工場 (電話番号 6123-4567)			着工予定年月日	⑥ 令和〇年〇月〇日				
				使用開始年月日	⑦ 令和〇年〇月〇日				
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 530-8201) 北区中之島1-3-20 (用途地域 商業地域)			※整理番号					
				※受理年月日	年 月 日				
工場又は事業場の事業内容	③ 金属製品製造業			※施設番号					
常時使用する従業員の数	④ 30人			※審査結果					
騒音又は振動の防止の方法	⑤ 別紙のとおり			※備考					
騒音又は振動の別	特定（届出）施設の種類	形式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
				変更前	変更後	変更前時・分	変更後時・分	変更前時・分	変更後時・分
騒音・振動	⑧ 一のホ液圧プレス	AB-1	500kN	1	3	7:00	7:00	17:00	20:00
騒音・振動									
騒音・振動									
添付書類									
1 工場又は事業場の付近の見取図 ⑨									
2 工場又は事業場の敷地内の建物等の配置図（建物の構造を付記すること。） ⑩									
3 施設の設置場所を記載した工場又は事業場の平面図 ⑪									
4 施設の構造概要図 ⑫									

- 備考 1 特定（届出）施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1、振動規制法施行令別表第1及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第19に掲げる項番号及び細分があるときは、その記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音又は振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置、吊基礎、直接支持基盤（板ばね、コイルばね等を使用するものを言う。）若しくは空気ばねの設置等騒音又は振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

[種類及び能力ごとの数等変更届]

- ・ 従来設置していなかった種類と異なる施設を設置する場合。
- ・ 騒音の施設の種類ごとの数が2倍を超える場合。
- ・ 振動の種類及び能力ごとの数が増加する場合で、種類ごとの数が増加するか又は能力が増大する場合。
- ・ 特定(届出)施設の使用開始時刻を繰り上げる場合又は使用終了時刻を繰り下げる場合。

- ① 届出日を記載。
- ② 法人の場合：その名称、本社所在地及び代表者の職氏名を記載。
個人の場合：事業者の住所、氏名を記載。
- ③ 「日本標準産業分類」の例による業種を記載。
- ④ 本社事務部門の従業員を含み、アルバイト、パートを除く。
- ⑤ 「図面」「仕様書」「カタログ」「実績データ」を可能な限り別紙として添付。
- ⑥ 届出日の31日以上後であること。30日以内であれば遅延理由書が必要。
- ⑦ 「予定」として記載されているか。
- ⑧ 法・条例で規定している特定(届出)施設の項番号及び施設名称ごとに「型式」「公称能力」「基数」「通常稼動時間帯」を記載。
- ⑨ 周辺の状況把握のため、近接する建物との位置関係が判断できるもので、東西南北の表示か記号を記入。なお住宅地図の写しで代用可能。
- ⑩ 工場等の全体と施設の位置及び敷地境界線までの距離が判断できるもので、次の内容が記入されていること。
 - ・ 施設の位置、敷地境界線までの距離等
 - ・ 外壁、屋根(材質、幅、大きさ等)
 - ・ 個々の施設の直近での1mでの騒音レベル等
- ⑪ ⑩と併用可。
- ⑫ 規模、型式が判断できるもので、カタログ類または写真で代用可能。